

新		旧	
売春防 止活 動・D V対策 機能強 化事業	5/10	売春防 止活 動・D V対策 機能強 化事業	5/10
次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額
1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,572,000円に10人を超えた対 象者1人につき132,060円を乗じて加算し、算定した 額とすること。	1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,544,000円に10人を超えた対 象者1人につき129,900円を乗じて加算し、算定した 額とすること。	1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,544,000円に10人を超えた対 象者1人につき129,900円を乗じて加算し、算定した 額とすること。	1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,544,000円に10人を超えた対 象者1人につき129,900円を乗じて加算し、算定した 額とすること。
2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 53,200円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 26,600円 18時～20時 月額 13,300円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 57,000円 18時～20時 月額 28,500円 (2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 51,600円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 25,800円 18時～20時 月額 12,900円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 55,000円 18時～20時 月額 27,500円 (2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 51,600円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 25,800円 18時～20時 月額 12,900円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 55,000円 18時～20時 月額 27,500円 (2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 51,600円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 25,800円 18時～20時 月額 12,900円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 55,000円 18時～20時 月額 27,500円 (2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク
婦人保護事業啓 発普及を行うため に必要な報償費、 需用費(消耗品費、 食糧費、印刷製本 費、光熱水費)、備 品購入費、委託 料、扶助費	婦人保護事業啓 発普及を行うため に必要な報償費、 需用費(消耗品費、 食糧費、印刷製本 費、光熱水費)、備 品購入費、委託 料、扶助費	婦人保護事業啓 発普及を行うため に必要な報償費、 需用費(消耗品費、 食糧費、印刷製本 費、光熱水費)、備 品購入費、委託 料、扶助費	婦人保護事業啓 発普及を行うため に必要な報償費、 需用費(消耗品費、 食糧費、印刷製本 費、光熱水費)、備 品購入費、委託 料、扶助費
婦人保護施設退 所者自立生活援助 事業を行うために 必要な報酬、賃金、 旅費、需用費(消耗 品費、食糧費、印 刷製本費)、役務費 (通信運搬費)	婦人保護施設退 所者自立生活援助 事業を行うために 必要な報酬、賃金、 旅費、需用費(消耗 品費、食糧費、印 刷製本費)、役務費 (通信運搬費)	婦人保護施設退 所者自立生活援助 事業を行うために 必要な報酬、賃金、 旅費、需用費(消耗 品費、食糧費、印 刷製本費)、役務費 (通信運搬費)	婦人保護施設退 所者自立生活援助 事業を行うために 必要な報酬、賃金、 旅費、需用費(消耗 品費、食糧費、印 刷製本費)、役務費 (通信運搬費)
婦人相談所で行 う休日夜間電話相 談事業を行うため に必要な報酬(歳 出予算の節を給料 又は賃金として 給料又は賃金とす る。)	婦人相談所で行 う休日夜間電話相 談事業を行うため に必要な報酬(歳 出予算の節を給料 又は賃金として 給料又は賃金とす る。)	婦人相談所で行 う休日夜間電話相 談事業を行うため に必要な報酬(歳 出予算の節を給料 又は賃金として 給料又は賃金とす る。)	婦人相談所で行 う休日夜間電話相 談事業を行うため に必要な報酬(歳 出予算の節を給料 又は賃金として 給料又は賃金とす る。)
配偶者からの暴 力	配偶者からの暴 力	配偶者からの暴 力	配偶者からの暴 力